

会 議 録

会議の名称	平成26年度第1回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成26年8月22日（金）午後2時～4時				
開催場所	東村山市地域福祉センター 1階 地域福祉活動室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（委員）小澤進、牛木信之、小林冬子、高橋節夫、龍野乗子、根本信子、千葉光男、遠藤康子、松尾美智夫、手賀清春、阿刀田俊子、横田茂樹、武者明彦、澤村澄子、高橋千恵子、西尾佐知子</p> <p>（市）田中健康福祉部次長 地域福祉推進課：新井課長補佐 障害支援課：花田課長・小倉課長補佐・宮本事業係長・吉田給付係長・加藤支援第1係長・西尾支援第2係長・長坂主事</p> <p>●欠席者：遠藤てる、中村一彦</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶</p> <p>3. 委嘱状交付</p> <p>4. 議事（報告）</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）平成26年度健康福祉部組織について</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）平成26年度障害支援課予算報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）平成25年度障害福祉計画推進部会の開催状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">（4）平成25年度の計画進捗状況報告</p> <p style="padding-left: 20px;">（5）障害者福祉計画について</p> <p>5. その他</p> <p>6. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部障害支援課事業係</p> <p>担当者名 宮本・長坂</p> <p>電話番号 042-393-5111（内線3152・3153）</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>○委員15名の出席により過半数を超えているため会議が成立（1名の委員が遅れて出席）</p> <p>2. 挨拶</p> <p>○健康福祉部次長</p> <p>みなさまこんにちは。大変お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議は、ご案内のとおり障害者基本法に基づきまして基本的な事項を定める</p>					

中・長期的な計画でございます「障害者福祉計画」と、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスについての「障害福祉計画」についてご議論をいただいているところでございます。前段の「障害者福祉計画」は既に29年度まで策定されておりますので、本日の会議は後段の「障害福祉計画」、27年度から3年間に渡るところにつきまして、皆様方のご意見を頂戴しながら策定に向けて進めさせていただきたいと考えております。ぜひさまざまなご視点からご意見等を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い致します。

3. 委嘱状交付

- 健康福祉部次長により新任委員に委嘱状交付
- 新任委員により自己紹介が行われる。

4. 議事（報告）

○部会長

傍聴の申請がありませんので会議を進めます。本日の議事は5点あります。はじめに、議事（1）について事務局から説明をお願いします。

（1）平成26年度健康福祉部組織について・・・資料1
資料1に基づき事務局より説明が行われる。

○部会長

ご質問はないでしょうか。ないようですので、議事を進めます。議事（2）について、説明をお願いします。

（2）平成26年度障害支援課予算報告について・・・資料2
資料2に基づき事務局より説明が行われる。

○部会長

ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

○委員A

予算を策定するにあたって、何に重きを置いたのか教えていただきたい。

○事務局A

当初予算におきましては、それまでの実績を基に法改正等の動きを踏まえながら、26年度の見込みとして算出をしているところです。

○委員A

事業計画を組む際の、ポイントはどこなのでしょう。今の説明だと、実績を見て、全体を底上げ、という組立てなのでしょう。

○事務局B

補足させていただきます。資料2の27番の障害児の施設利用支援事業費とありますが、こちらは平成24年度に児童福祉法が改正されまして、今まで法定外だった事業が法内移行したことで、給付費がアップしますので、利用の見込みを見ながら、法

に基づいた予算算出を行なっております。対象者の増減等もありますが、こちらが特に26年度で大きなところと考えております。ちなみに、同じように金額が大きいところといたしまして、33番の障害者施設利用支援事業費があります。こちらは元々桁が大きいものですが、例年の見込みにも、若干の伸び率、利用者の状況を見て増やさせていただいております。また、1番の障害支援課運営経費につきましては、以前ご説明させていただいた、ヘルプカードの作成促進補助ということで250万円を計上しております。これらが26年度の目玉かと考えております。

○部会長

ありがとうございました。他にご質問がなければ次に進めます。次の議事(3)について、事務局からお願いします。

(3) 平成25年度障害者福祉計画推進部会の開催状況について・・・資料3
資料3に基づき事務局から説明が行われる。

○部会長

ありがとうございました。こちらは結果報告ですので特に意見はないと思います。では次に進めたいと思います。議事(4)について事務局から説明をお願いいたします。

(4) 平成25年度の計画進捗状況・・・資料4、5
資料4、5に基づき事務局から説明が行われる。

○部会長

事務局から障害者福祉計画と障害福祉計画について続けて説明がありましたが、時間が長くなりましたので、ここで10分休憩を入れて、その後、質問に入らせていただきたいと思います。

(10分休憩)

○部会長

会議を再開します。議事(4)について質問がある方、挙手をお願いします。

○委員B

雇用に関するところで46名就労ということですが、視覚障害者は入っているのですか。皆さんがどのような職業に就けるのかということをお聞きしたい。

○部会長

事務局が調べていますので、お待ちください。他に質問があればお願いします。

○委員C

特に重度の身体障害の方が多いと思うが、特別支援学校を卒業した後の行先はどのようになっているかお聞きしたい。

○事務局C

東村山市の方が通われている主な特別支援学校は清瀬特別支援学校、村山特別支援

学校、小平特別支援学校の3校となっています。平成26年度の卒業生の調査をさせていただいており、清瀬特別支援学校につきましては、今年度の卒業生は21名見込まれております。そのうち一般企業への就労を見込んでいる方が6名、生活介護を希望されている方が2名おります。現在、実習をしているところでもあり、最終的に進路が決まるのは9月から11月となります。

○委員C

就労継続支援B型の事業は施設に直接通わなくても実施が可能です。在宅での就労支援について、A型もB型も制度としては認められている。施設には通えないが、自宅でサポートを受けながら就労する形について、ニーズが実際どれくらいあるのか気になっている。在宅就労の形の就労継続支援事業を実施するには、毎週自宅を訪問して進捗状況を確認するなど、色々と越えなければならない高いハードルがあります。自宅で仕事をする場合は、パソコンを使用する仕事を中心になってくると思うが、一人一人の障害に合わせた機器を選ぶことや、通信環境も必要になる。それらを全部事業所が負担をしていかなければならないとなると、非常に大変です。先ほどの市の説明にあった、生活支援やコミュニケーション支援として挙げられているような事業と組み合わせることで、そういった方々の就労機会につなげていく可能性はないかというのを、一緒に考えていただきたいと思っています。

○事務局C

当市では1名、在宅の形で就労継続支援B型が決定している方がいらっしゃいます。その方は身体障害で、進行性の病気により人工呼吸器を常につけている方ですが、ベッド上でのパソコン入力が可能です。委員からお話があった通り、生活支援については対応していきたいと考えております。

○事務局B

従来からの障害の他に、難病や高次脳機能障害等も含め、様々な障害に合わせた事業の展開をしていかななくてはならない中で、ある障害に特化した施設がなかなか今の時代作れないという意味では、様々なバリエーションについて研究していかなければいけない課題だと思います。後ほど報告いたしますが、今回、幸いにも障害者自立支援協議会という場で、就労支援の部会を設置し、関係機関でお集まりいただいた委員の中に、特別支援学校の先生方も入られております。そちらでもご意見をいただきながら、今後報告させていただきたいと思います。計画部会の意見も事務局を通じて、障害者自立支援協議会へお伝えしていきたいと思います。

○事務局D

先ほど、ご質問がありました、視覚障害の方の就労実績について説明いたします。詳細な資料は手元にありませんが、昨年実績の中では該当が無かったと記憶しております。なお、就労者数全体は平成25年度実績において増えておりますが、こちらは法改正による、法定雇用率の引き上げが追い風になったものと考えております。今年度に入りましても、すでに7月末で10名以上の実績が出ておりまして、特に精神障害の方の就労が増えております。これは、法定雇用率の対象として、企業側で精神障害の方の雇用が進んでいるのではないかと考えております。

○委員B

いつも障害の種類によって雇用されない障害が出てくると思う。それを改善するには法定雇用率の配分も考えなくてはならないと思う。まず、一般雇用の中では、視覚障害者は事務などができないと考えられてしまいがちである。割合を決めないと偏った雇用になるのではないかと思う。

○事務局B

法定雇用率としては、精神障害や身体障害といった形でしか括ってないため、中には企業が採用しやすい方もいれば、そうでない方もいらっしゃると思います。先ほどの、在宅での就労継続支援もあるというお話は、一般就労という形ではないものの、そのような状況を把握していくことで、少しでも市レベルで向上を考えられるのではないかと思います。非常に参考になりました。ありがとうございました。

○委員A

親も高齢化が進んでいて、わたしが高齢になると子どもたちはどうなる。というような話が出ている。グループホームをもう少し増やすことができないでしょうか。今まで東村山市では、グループホームは拡大できません。という回答を毎年いただいていた。東京都にそのようなお話をしたところ、東京都としては拡大する方向にあるという話でした。今後、施設やグループホームを増やす見通しはありますか。

○事務局B

新しい第4期計画では、ニーズ把握等様々なデータを駆使して、数値の策定を進めることとなりますが、現場の意見もお聞きしながら、今後の計画策定に活かしていかなければいけないところもあると思います。その中で、グループホームについても、東京都のご意見や、現状に沿った形で整備を進めていかなければならないと考えております。グループホームを拡げすぎた結果、地域にあまり関係なかったということもありえますので、今後しっかり計算していきながら、皆さんに次回以降の中でご意見いただければと思います。また、身体、知的、精神、高次脳、難病等、様々な障害分野がありますので、幅広く検証しなくてはいけないものと所管では考えております。

○委員E

就労支援についてお聞きします。行政は障害者の就労を率先して採用するということはないのですか。

○事務局B

民間よりも法定雇用率のポイントが高く、数値は達成しているような状況です。

○委員C

居宅系サービスについて、平成25年度の見込み量と実際の量がほぼ同じになっているが、23年度からの実際の量を見ると、毎年8人、9人といった形で必要性が出てきている。この見込み量そのものは大して増えてないように見えるが、実際の利用はどんどん伸びている。計画がこのようになっているので、これ以上要りませんという話になってしまうとまずいと思います。ぜひ、その辺りについての基礎調査はやった上で、計画を立てるようにしてもらいたい。それと、短期入所の見込み量に対して実際の量が非常に少ない。いろいろな事情もあったと思うが、使いたいときに使えないということがあるのではないのでしょうか。どのようにして必要なときに使えるよ

うにしていくかが大事だと思います。数字だけの話ではなくて、そのバックグラウンドをしっかりと押さえていただければありがたいと思います。

○部会長

他に質問ございますか。

○委員F

保健所で災害時の個別支援計画について何度か伺っていますが、市からは、「市ではなく住民の方に立てていただく」というようなお返事をいただいております。具体的に市としてどのように個別支援計画を進めていくのかが見えてこないと思っている。その辺りのご意見や方向性があれば教えていただきたいと思っています。

○事務局E

保健所の方とはこれまで多くお話しをさせていただいていますが、在宅呼吸器の方の災害時の計画については、作成に専門的な知識が必要なことから、市の所管としては専門的な知識を持っている保健所さんに協力するという立場で考えているところです。それ以外の一般市民の方の要援護者名簿については、現在東村山市で災害時に活用するための名簿を2種類用意しています。1つが、自分の情報を地域に提供してもいい。ということで手を挙げていただいた方の名簿、もう1つはそのように手を挙げなくても大規模の災害があった時には、同意の有無に関わらず、支援が必要とされますので、重度の障害がある方や高齢者の名簿があります。ご本人が地域に提供してもよいということで手を挙げていただいた名簿は、今回の報告にもありますが、約2,300人の方の名簿があります。個別支援計画の作成方法については、当時、都道府県から具体的な指示があったわけではなく、1件1件民生委員さんや市の職員が訪問をして災害時の個別の支援計画を立てている市もあります。今回当市はできるだけ多くの方に手を挙げてもらうことを目的とし、約2,300人の登録をいただいたところです。これらにつきまして、市の職員が個別に訪問をして計画を作っていくというのは実際の問題として、困難であると考えております。市では登録いただいた内容をもとに、支援が必要な状況等を表面に、その裏面に地図を印刷したものを支援プランということで一つの紙にまとめ、ご本人に送らせていただいて、近隣の方とそちらを使って平常時からのつながりをもっていただくようお願いしております。

○委員F

災害時の個別支援計画ということで、保健所では難病の中でも人工呼吸器をつけている方々については、市の方にお声かけをさせていただいて、一緒にやっているところです。しかし、更新については市の職員はできませんと言われて、一緒にやりたいというスタンスにおいてズレがあるのではないかと考えています。また、人工呼吸器をつけている方でも保健所が関わっているところは難病のみだが、そうではない方もいるといった部分を、私たちが個別支援計画の作成を一緒にやりながら、市にも覚えていっていただきたいという思いがあってやっているようなところがあるので、そうしたところを活用していただきながら、市の職員の方が少し広げていただけるような努力をしていただけると嬉しい。いかがでしょうか。

○事務局E

人工呼吸器を使用されている方のご自宅に同行させていただいたことがあります

が、市の職員のスタンスとしては、状況が変化している方について訪問を拒むものではないと認識しております。言葉のやり取りで誤解がありましたら、申し訳ございませんでした。市は各地域担当のケースワーカーがおりますので、個別にご相談いただきたいということと、市では手上げ方式で登録していただいた方のうち、自分が人工呼吸器を使っていると申告された方の情報は持っていますが、実際には保健所で持っている情報よりもかなり少ないというような現実がありますので、当市にある名簿の適切な活用については、担当の方からご相談いただければと思います。また、数年前に保健所の担当職員の方とお話させていただいておりましたが、途中で終わってしまっており、また改めて相談が開始できれば、と思っておりますのでお願いいたします。

先ほどお伝えした通り、今の行政の組織の中で、実際に活用が難しい範囲がありますが、その中で適切な支援を行っていきけるように、まずはご相談をいただいでどこまでできるか検討していきたいと思います。

○委員F

東京都の疾病対策課で実施した調査だと思いますが、その結果において、東村山市だけ個別支援計画が0で出ていました。保健所も一緒に作成したものを市も受け取っていただいていると思いますが、それも0になっていると、東村山市は人工呼吸器の災害時の個別支援計画を立てられてないのではないかと、誤解されてしまうと思ったので、その点をここで確認したいと思い、質問しました。

○事務局E

ご指摘の調査については、市が独自で立てているものが何件あるか。というような内容であったと思いますので、近隣市が保健所と一緒に立てた計画を全部入れているとしたら、他市と結果は異なることになります。もし、調査の意図とは違うのではないかという回答になっていた場合、よろしければ所管に、こういう取り方をされていませんか。ということで確認をいただけると、私どもも確認をいたしますので、今後お願いしたいと思います。保健所と協力させていただいた計画を入れて良いとなると当然30件等といった、0ではない数字が入ってくるようになります。

○委員G

10ページ9番の移動支援事業ですが、知的・精神となっておりますが、精神は東村山に入っていないので、精神は入れないでほしいと思います。

○事務局C

精神障害があるお子さんで、18歳以下の方が決定されておりますので、入れさせていただきます。

○部会長

他に質問はありますか。

○委員E

災害時の救援に関して、パーキンソン病等の難病に対する薬の予備等は考えられているのでしょうか。

○事務局B

難病の方が障害福祉サービスを使えるということで、ようやく今年4月から制度が整ってきたところですが、それまで身体障害者手帳を取っている方もいらっしゃる、保健所さんとずっと関与している方もいらっしゃる、色々なケースがあります。今後も複雑になっていくと思われしますので、少しずつ整理していかなくてはならないと考えております。難病特有の1日の症状に好不調の波があることなどから、緊急時は市を越えて、医療機関と連携が必要なところもありますので、その辺は整理をしながら、広域で考えていくにあたり、保健所さんとも連携を図りたいと考えております。

○部会長

次に議事（5）ということで、事務局の方からお願いします。

（5）障害者福祉計画について・・・資料6
資料6に基づき事務局より説明が行われる。

○部会長

事務局の説明では、法律の改正等に伴って、障害者福祉計画の文言を修正するというのですが、これについてはよろしいですか。ご意見が無いようであれば次に進みます。その他ということで、国の基本指針について事務局からお願いします。

○事務局D

国の基本指針が記載された資料「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」をご覧ください。昨年度にご案内をさせていただいているとおり、国の基本指針が5月15日に東京都を通じまして提供されておりますので、ご報告いたします。第4期の障害福祉計画の策定は、この国の基本方針とともに、都の基本指針も参考に策定することとなります。都の基本指針については、9月以降に示されてくるものと予想しており、次回の計画部会までには都の指針も資料として提示させていただくことができるかと思っております。国の基本方針につきましても、かなりボリュームのある資料となっておりますので、委員の皆様には次回会議までに確認いただきたいと思っております。なお、国都の指針にて重点が置かれている項目については、関係される団体や事業所さんに対し、事務局においてヒアリング等を実施しながら詳しい情報収集に努め、委員の皆様と一緒に、第4期の計画策定を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

○事務局B

補足します。私もこの資料を読みましたが、内容が多岐に渡っていることから、読み取りの難しいところがあるという印象です。こちらの資料をもとに、今後東京都からどのような指示が出るか分かりませんが、所管では現在この資料を読みながら、準備しているところです。繰り返しになりますが、関連して今後各事業所さんにヒアリングを行いたいと考えています。期間が短くなり、急な時間調整をいただくことになってしまうかもしれませんが、その際はどうぞよろしくお願い致します。以上です。

○部会長

続いて事務局から報告をどうぞ。

○事務局F

東村山市障害者自立支援協議会について報告します。昨年度の当計画部会において、状況をご説明しましたが、その後の経過を報告します。今月の8月8日に第1回の障害者自立支援協議会の拡大定例会を開催しました。当日の会議内容としては、初回ということもありまして、各委員さんの自己紹介、会長及び副会長の選出といった内容でした。なお、障害者総合支援法の第88条の第8項に、市町村は自立支援協議会を設置した場合には障害福祉計画を策定する際に意見を聞かなければならないということが定められております。今後、当計画部会において計画を策定する際に、協議会に対しても意見を聞くということが予定されますので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

○部会長

質問はありませんか。

○委員C

どういう方がメンバーになっているのでしょうか。

○事務局F

定例会の委員は全部で13名です。内訳としては、学識経験者の方が1名、保健及び医療機関関係者として2名、社会福祉協議会から1名、相談支援事業者が2名、就労支援室が1名、指定障害福祉サービス事業者が4名、障害当事者及び団体の代表者として2名を選出しております。詳しい名簿等については、後日、市のホームページにて公開する予定です。会議で使用した資料や会議録についても後日公開予定です。また、定例会のほかに専門部会も設置しております。専門部会としては、相談支援の事業者で構成した相談支援部会と、就労支援に関係する事業者や学校職員で構成した就労支援部会を設置しております。この部会の名簿についても併せて公開する予定です。

○部会長

計画について協議会の意見も聞くという説明ですが、この部会も計画について意見を言うという位置づけがあるわけですが、どういう考え方が確認させてください。

○事務局B

こちらは計画策定をする部会です。自立支援協議会には、計画部会での策定の状況について報告をします。そこに意見があれば、お伺いするというようなスタンスです。具体的には、いよいよこちらで計画が素案から案に固まっていく段階で、一度自立支援協議会さんに意見をいただくことになろうかと思えます。自立支援協議会と計画部会は車の両輪に例えられ、上下関係なく進めていくということで、より発展していくものと考えています。この計画部会とも委員就任が重なった方もいらっしゃると思いますので、事務局以外でも、今後この場で報告をしていただけたら良いかな、と考えております。

○委員C

当事者の方はどれくらい入っていますか。

○事務局B

協議会を立ち上げるに至った「自立支援協議会あり方検討会」の提言では、まずはコンパクトで良いということであったため、メンバーには学識の方や幅広い障害分野にサービスを展開されている事業者さんに入らせていただいています。障害の当事者ということでは、障害者の相談員2名の方に入らせていただいています。相談員のお1人が内部障害がある方ですが、こちらの計画部会には内部障害の方はいらっしゃらないので、そういった意味では、こちらで足りないことについても、ご意見を計画に反映できるのではないかと考えています。

○部会長

では、議事は以上で終わりです。最後に次回の開催について案内があります。

○事務局D

次回の開催は11月中旬ごろを予定したいと思います。次回の会議までには、今回お配りした国の基本方針以外に東京都の基本指針も届いているかと思しますので、こちらの資料等を提示させていただき、次回から第4期障害福祉計画の策定に入っていくこととなります。事務局からは以上です。

○部会長

以上ですべて終了となります。ありがとうございました。